

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	
第25節 応援要請及び協力要請	187・188
第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》	
1 (略)	
2 応援要請の方法	
(1) (略)	
(2) 他の地方公共団体等への応援要請等にあっては次のとおりとする。	
ア～エ (略)	
オ (略)	
(3) (略)	
3～8 (略)	
(資料編) 参考6～参考12 (略)	
参考14 (略)	
参考15 (略)	
参考30～参考32 (略)	
参考37 (略)	
参考39 (略)	
参考44 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 広島市と宮崎県日南市との「災害時相互応援に関する協定」を、平成25年4月2日に締結したため、日南市への応援要請を追加する。	
第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》	
1 (略)	
2 応援要請の方法	
(1) (略)	
(2) 他の地方公共団体等への応援要請等にあっては次のとおりとする。	
ア～エ (略)	
オ 宮崎県日南市と締結している「災害時相互応援に関する協定」に基づき応援要請を行う。	
カ (略)	
(3) (略)	
3～8 (略)	
(資料編) 参考6～参考12 (略)	
参考14 (略)	
参考15 (略)	
参考30～参考32 (略)	
参考37 (略)	
参考39 (略)	
参考44 (略)	
参考45 広島市と宮崎県日南市との災害時相互応援に関する協定	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 218・219
第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》	
1 (略)	
2 応援要請の方法	
(1) (略)	
(2) 他の地方公共団体等への応援要請等にあっては次のとおりとする。 ア～エ (略) オ (略)	
(3) (略)	
3～8 (略)	
(資料編) 参考6～参考12 (略)	
参考14 (略)	
参考15 (略)	
参考30～参考32 (略)	
参考37 (略)	
参考39 (略)	
参考44 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 広島市と宮崎県日南市との「災害時相互応援に関する協定」を、平成25年4月2日に締結したため、日南市への応援要請を追加する。	
第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》	
1 (略)	
2 応援要請の方法	
(1) (略)	
(2) 他の地方公共団体等への応援要請等にあっては次のとおりとする。 ア～エ (略) <u>オ 宮崎県日南市と締結している「災害時相互応援に関する協定」に基づき応援要請を行う。</u>	
(3) (略)	
3～8 (略)	
(資料編) 参考6～参考12 (略)	
参考14 (略)	
参考15 (略)	
参考30～参考32 (略)	
参考37 (略)	
参考39 (略)	
参考44 (略)	
<u>参考45 広島市と宮崎県日南市との災害時相互応援に関する協定</u>	

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備	頁 43
<p>第2 下水道施設の整備 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 応援体制《下水道局計画調整課》</p> <p>_____21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づく「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」を、また、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に基づく「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」を制定しており、大規模災害時における下水道施設等の迅速かつ円滑な復旧を図るための応援体制は確立されている。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由	
<p>○ 本市被災時における他都市との情報連絡体制や支援拠点等を確保することを追加する。</p> <p>第2 下水道施設の整備 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 応援体制《下水道局計画調整課》</p> <p>災害時の他都市等との情報連絡体制や支援拠点等について、21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づく「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び_____中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に基づく「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」の中で定めており、大規模災害時における下水道施設等の迅速かつ円滑な復旧を図るための応援体制は確立されている。</p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 消掃対策	頁 155・157
第2 特別消掃活動	
1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》	
(1) 特別消掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに一般廃棄物の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。	
(2) (略)	
2~3 (略)	
(資料編) 3-15-1 (略)	
参考 18 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 平成25年5月24日に、広島市と広島市廃棄物処理事業協同組合との間で、災害一般廃棄物の収集運搬に関する協力について協定を締結したので、追加する。	
第2 特別消掃活動	
1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》	
(1) 特別消掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに一般廃棄物の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。	
特別消掃対策部長は、災害により排出された多量のごみの収集・運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、その報告を参考に特別作業計画を策定するものとする。	
(2) (略)	
2~3 (略)	
(資料編) 3-15-1 (略)	
参考 18 (略)	
参考 47 災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	

修 正 前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第25節 応援要請及び協力要請

頁

186

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1~3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づく要請を行う。

協 力 内 容	団 体 名	資料番号
(略)	(略)	(略)
防災情報の提供や防災に関する訓練等に関する協力《消防局防災課》	広島県地区郵便局長会	資料編参考42

修 正 後

修 正 理 由

○ 平成25年5月24日に、広島市と広島市廃棄物処理事業協同組合との間で、災害一般廃棄物の収集運搬に関する協力について協定を締結したので、追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1~3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づく要請を行う。

協 力 内 容	団 体 名	資料番号
(略)	(略)	(略)
防災情報の提供や防災に関する訓練等に関する協力《消防局防災課》	広島県地区郵便局長会	資料編参考42
災害一般廃棄物の収集運搬に関する協力《環境局業務第一課》	広島市廃棄物処理事業協同組合	資料編参考47

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第15節 消掃対策	頁 189・191
第2 特別清掃活動	
1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》	
(1) 特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに一般廃棄物の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。	
(2) (略)	
2~3 (略)	
(資料編) 3-15-1 (略)	
参考 18 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 平成25年5月24日に、広島市と広島市廃棄物処理事業協同組合との間で、災害一般廃棄物の収集運搬に関する協力について協定を締結したので、追加する。	
第2 特別清掃活動	
1 活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》	
(1) 特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに一般廃棄物の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。	
特別清掃対策部長は、災害により排出された多量のごみの収集・運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、その報告を参考に特別作業計画を策定するものとする。	
(2) (略)	
2~3 (略)	
(資料編) 3-15-1 (略)	
参考 18 (略)	
参考 47 災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	

修 正 前		
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 217	
第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》		
1～3 (略)		
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等		
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づく要請を行う。		
協 力 内 容	団 体 名	資料番号
(略)	(略)	(略)
防災情報の提供や防災に関する訓練等に関する協力《消防局防災課》	広島呉地区郵便局長会	資料編参考42

修 正 後		
修 正 理 由		
○ 平成25年5月24日に、広島市と広島市廃棄物処理事業協同組合との間で、災害一般廃棄物の収集運搬に関する協力について協定を締結したので、追加する。		
第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》		
1～3 (略)		
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等		
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づく要請を行う。		
協 力 内 容	団 体 名	資料番号
(略)	(略)	(略)
防災情報の提供や防災に関する訓練等に関する協力《消防局防災課》	広島呉地区郵便局長会	資料編参考42
災害一般廃棄物の収集運搬に関する協力《環境局業務第一課》	広島市廃棄物処理事業協同組合	資料編参考47

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第3章 災害応急対策	
第25節 応援要請及び協力要請	186・188
<p>第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《<u>健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課</u>》</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 國土地理院への協力要請</p> <p>國土地理院は、地方公共団体等が行う災害の防止・軽減及び災害復旧等の防災対策に資するため、地形や土地条件に関する情報及び空中写真等の被災状況を表す防災関連情報を収集し、提供する防災業務を実施しているため、同院から被災地域の写真・地図等の防災に関連する地理空間情報の提供を受ける_____。</p> <p>(資料編) 参考6～参考12 (略) 参考14 (略) 参考15 (略) 参考30～参考32 (略) 参考37 (略) 参考39 (略) 参考44 (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 被災地域の写真・地図等の防災に関連する地理空間情報の提供を受けることなどを内容とする、地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定を国土地理院と締結したため、同協定の締結について規定する。	
<p>第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《<u>企画総務局情報政策課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課</u>》</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 國土地理院への協力要請</p> <p>「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」に基づき、國土地理院と本市は、災害対応等において相互に情報の共有を図り、同院から被災地域の写真・地図等の防災に関連する地理空間情報の提供を受けるなど、迅速かつ効果的な防災の実施に向けて協力する。</p> <p>(資料編) 参考6～参考12 (略) 参考14 (略) 参考15 (略) 参考30～参考32 (略) 参考37 (略) 参考39 (略) 参考44 (略) <u>参考46 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書</u></p>	

修 正 前	
震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	
第25節 応援要請及び協力要請	217・219
<p>第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《<u>健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課</u>》</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 國土地理院への協力要請</p> <p><u>國土地理院は、地方公共団体等が行う災害の防止・軽減及び災害復旧等の防災対策に資するため、地形や土地条件に関する情報及び空中写真等の被災状況を表す防災関連情報を収集し、提供する防災業務を実施しているため、同院から被災地域の写真・地図等の防災に関する地理空間情報の提供を受ける</u>。</p>	
<p>(資料編) 参考6～参考12 (略)</p> <p>参考14 (略)</p> <p>参考15 (略)</p> <p>参考30～参考32 (略)</p> <p>参考37 (略)</p> <p>参考39 (略)</p> <p>参考44 (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 被災地域の写真・地図等の防災に関する地理空間情報の提供を受けることなどを内容とする、地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定を国土地理院と締結したため、同協定の締結について規定する。	
<p>第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《<u>企画総務局情報政策課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課</u>》</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 國土地理院への協力要請</p> <p><u>「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」に基づき、國土地理院と本市は、災害対応等において相互に情報の共有を図り</u></p> <p><u>、同院から被災地域の写真・地図等の防災に関する地理空間情報の提供を受けるなど、迅速かつ効果的な防災の実施に向けて協力する。</u></p>	
<p>(資料編) 参考6～参考12 (略)</p> <p>参考14 (略)</p> <p>参考15 (略)</p> <p>参考30～参考32 (略)</p> <p>参考37 (略)</p> <p>参考39 (略)</p> <p>参考44 (略)</p> <p><u>参考46 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書</u></p>	

修 正 前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第25節 応援要請及び協力要請

頁

186

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協 力 内 容	団 体 名	資料番号

修 正 後

修 正 理 由

○ 平成25年7月25日に広島市とファミリーマートとの間で、食料・生活必需品の緊急調達等に関する協力について協定を締結したので、追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協 力 内 容	団 体 名	資料番号
災害における食料・生活必需品の緊急調達等《経済観光局商業振興課》	ファミリーマート	資料編参考49

修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 217
--	----------

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協 力 内 容	団 体 名	資料番号

修 正 後

修 正 理 由

○ 平成25年7月25日に広島市とファミリーマートとの間で、食料・生活必需品の緊急調達等に関する協力について協定を締結したので、追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手續等に基づき要請を行う。

協 力 内 容	団 体 名	資料番号
災害時における食料・生活必需品の緊急調達等《経済観光局商業振興課》	ファミリーマート	資料編参考4.9

修 正 前	
基本・風水害対策編	頁
第2章 災害予防計画	
第5節 防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	29
<p>第1 防災拠点施設等の機能確保《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》</p> <p>災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備については、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 停電対策</p> <p>停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。</p> <p>また、機能の維持・確保に支障を生じない期間の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、_____</p> <p>_____建物の更新時等に自家発電設備その他の電気設備の浸水対策等を行う。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由	
	○ 災害対策本部が設置される市役所本庁舎や区役所庁舎等の自家発電設備への緊急給油が迅速かつ確実に行えるよう、あらかじめ施設ごとの燃料データベースを整備する旨を追加する。
<p>第1 防災拠点施設等の機能確保《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》</p> <p>災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備については、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 停電対策</p> <p>停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。</p> <p>なお、機能の維持・確保に支障を生じない期間の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、災害対策本部が設置される防災拠点施設等への燃料の供給要請等を円滑に行うためのデータベースを整備する。</p> <p>また、建物の更新時等に自家発電設備その他の電気設備の浸水対策等を行う。</p>	

修 正 前

基本・風水害対策編
第3章 災害応急対策
第8節 停電応急対策

頁

140

(略)

- 1 (略)
- 2 公共施設の機能確保《_____市有建築物管理担当課》

— 市役所・区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の機能維持、応急資機材の活用等により災害対応に万全を期すとともに、窓口業務等の市民サービス機能の確保を図る。また、水道施設、下水道施設についても機能保持に努め、これら以外の公共施設にあっても、早期の機能回復により市民への便宜供与等を積極的に行う。

3~14 (略)

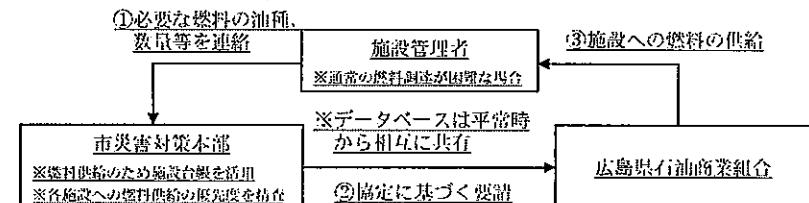
修 正 後

修 正 理 由

○ 広島県石油商業組合と締結している「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」に基づき、災害対策本部が設置される市役所本庁舎や区役所庁舎等の自家発電設備への緊急給油が迅速かつ確実に行えるよう、燃料供給フローを追加する。

(略)

- 1 (略)
- 2 公共施設の機能確保《消防局防災課、市有建築物管理担当課》
 - (1) 市役所・区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の機能維持、応急資機材の活用等により災害対応に万全を期すとともに、窓口業務等の市民サービス機能の確保を図る。また、水道施設、下水道施設についても機能保持に努め、これら以外の公共施設にあっても、早期の機能回復により市民への便宜供与等を積極的に行う。
 - (2) 平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達するところが困難な場合には、次のフローにより、「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」(参考資料23)に基づき、広島県石油商業組合に対して協力を要請する。



なお、不足する場合には、中国経済産業局に必要な措置を要請する。

3~14 (略)

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 50
<p>第5 防災拠点施設等の機能確保《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》 (略)</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 停電対策</p> <p>停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。</p> <p>また、機能の維持・確保に支障を生じない期間の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、_____</p> <hr/> <p>_____建物の更新時等に自家発電設備その他の電気設備の浸水対策等を行う。</p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部が設置される市役所本庁舎や区役所庁舎等の自家発電設備への緊急給油が迅速かつ確実に行えるよう、あらかじめ施設ごとの燃料データベースを整備する旨を追加する。 <p>第5 防災拠点施設等の機能確保《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》 (略)</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 停電対策</p> <p>停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。</p> <p>なお、機能の維持・確保に支障を生じない期間の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、<u>災害対策本部が設置される防災拠点施設等への燃料の供給要請等を円滑に行うためのデータベースを整備する。</u></p> <p>また、建物の更新時等に自家発電設備その他の電気設備の浸水対策等を行う。</p>	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第8節 停電応急対策	頁 166
(略)	
1 (略)	
2 公共施設の機能確保《_____市有建築物管理担当課》	
— 市役所・区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の機能維持、応急資機材の活用等により災害対応に万全を期するとともに、窓口業務等の市民サービス機能の確保を図る。また、水道施設、下水道施設についても機能保持に努め、これら以外の公共施設にあっても、早期の機能回復により市民への便宜供与等を積極的に行う。	
3~14 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 広島県石油商業組合と締結している「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」に基づき、災害対策本部が設置される市役所本庁舎や区役所庁舎等の自家発電設備への緊急給油が迅速かつ確実に行えるよう、燃料供給フローを追加する。	
(略)	
1 (略)	
2 公共施設の機能確保《消防局防災課、市有建築物管理担当課》	
(1) 市役所・区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の機能維持、応急資機材の活用等により災害対応に万全を期するとともに、窓口業務等の市民サービス機能の確保を図る。また、水道施設、下水道施設についても機能保持に努め、これら以外の公共施設にあっても、早期の機能回復により市民への便宜供与等を積極的に行う。	
(2) 平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達するこれが困難な場合には、次のフローにより、「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」(参考資料23)に基づき、広島県石油商業組合に対して協力を要請する。	
①必要な燃料の種類、数量等を連絡	施設管理者 ※通常の燃料調達が困難な場合
市災害対策本部 ※燃料供給のため施設台帳を活用 ※各施設への燃料供給の緊要度を精査	③施設への燃料の供給 ※データベースは平常時から相互に共有 ②協定に基づく要請 広島県石油商業組合
なお、不足する場合には、中国経済産業局に必要な措置を要請する。	
3~14 (略)	

修 正 前

震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 52・53
--------------------------------------	------------

第7 緊急輸送体制の整備（「災害に強い都市構造の推進」関連事業）

(略)

1 (略)

2 緊急輸送道路の指定

(1) 第1次緊急輸送道路

他都市及び広域都市間相互の連携を図るため、次の道路を第1次緊急輸送道路に指定する。

ア 中国自動車道

イ 広島自動車道

ウ 山陽自動車道

エ 広島県道路

オ 国道2号

カ 国道31号

キ 国道183号

ク 国道54号

ケ 国道191号（幕の内通り・加計街道）

コ 国道261号（錦張街道）

サ 国道433号

シ 国道487号

ス 国道2号（宮島街道）

セ 矢野安芸線バイパス・広島熊野道路

ソ 広島三次線（比治山通り・城北通り・高陽中央通り・白木街道）

タ 五日市筒賀線（西広島バイパス～湯水町）

チ 広島中島線（温品通り・温品バイパス～広島東IC）

ツ 広島湯来線（西広島バイパス～五日市IC）

テ 翠町仁保線（宇品通り～国道2号）

ト 南觀音観音線（佐港通り）

ナ 守津河部線（国道54号～安佐北区役所入り口）

ニ 矢野海田線（海田大橋～国道31号）

ヌ 安佐北3区145号線（守津河部線～国道191号）

ネ 西風新都中央線

ノ 外環状線

ハ 広島高速4号線

修 正 後

修 正 理 由

○ 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しに伴い、本市が指定する緊急輸送道路について修正する。

第7 緊急輸送体制の整備（「災害に強い都市構造の推進」関連事業）

(略)

1 (略)

2 緊急輸送道路の指定

(1) 第1次緊急輸送道路

他都市及び広域都市間相互の連携を図るため、次の道路を第1次緊急輸送道路に指定する。

路線名	起点	終点	管理者名
山陽自動車道	広島市・東広島市境	広島市・廿日市市境	NEXCO西日本
広島自動車道	広島JCT	広島北JCT	NEXCO西日本
中国縦貫自動車道	広島市・安芸高田市境	広島市・北広島町境	NEXCO西日本
広島県道	仁保JCT	広島市・坂町境	NEXCO西日本
広島高速1号線	山陽道広島東IC	府中IC	広島高速道路公社
広島高速2号線	府中IC	仁保JCT	広島高速道路公社
広島高速3号線	仁保JCT	観音IC	広島高速道路公社
広島高速4号線	西区中広町二丁目	安佐南区沼田町大原	広島高速道路公社
国道2号	広島市・東広島市境	西区庚午北二丁目	国土交通省
国道2号（西広島BP）	西区庚午北二丁目	広島市・廿日市市境	国土交通省
国道2号（東広島BP）	安芸区瀬野南町	広島市・海田町境	国土交通省
国道2号（宮島街道）	西区庚午北二丁目	広島市・廿日市市境	広島市
国道31号	広島市・海田町境	広島市・坂町境	国土交通省
国道54号	中区大手町五丁目	広島市・安芸高田市境	国土交通省
国道54号（同部BP）	安佐北区可部南一丁目	広島市・安芸高田市境	国土交通省
国道183号	中区紙屋町一丁目	安佐南区中須二丁目	広島市
国道191号	安佐北区可部三丁目	広島市・安芸太田町境	広島市
国道261号	安佐北区佐野町飯室	広島市・北広島町境	広島市
国道433号	佐伯区湯水町葛原	広島市・安芸太田町境	広島市
国道487号	南区皆実町一丁目	南区宇品海岸三丁目	広島市
国道488号	佐伯区湯水町和田	佐伯区湯水町多田	広島市
臨海道路廿日市草津線	佐伯区五日市港四丁目	西区商工センター八丁目	広島県
臨港道路五日市線	佐伯区五日市港三丁目	佐伯区五日市港三丁目	広島県
臨港道路出島1号線	出島二丁目	出島二丁目	広島県
臨港道路出島2号線	出島二丁目	出島二丁目	広島県

修 正 前

- ヒ 阪港道路五日市線
- フ 阪港道路廿日市草津線（新八幡川橋～広島はつかいち大橋）
- ヘ 西5区観音井口線（西部水資源再生センター～新八幡川橋）
- ホ 西4区210号線（庚午橋～西部水資源再生センター）
- マ 阪港道路出島1号線
- ミ 阪港道路出島2号線
- ム 阪港道路出島海田線（海田大橋）
- メ 広島高速3号線（仁保～宇品）
- モ 広島高速1号線
- ヤ 国道2号（東広島バイパス）
- ユ 国道54号（可部バイパス）
- ヨ 懸野橋宇品線（懸野橋～広島港）
- ラ 駅前吉島線（広島県～国道2号）
- リ 中広宇品線（広島高速1号線入口～広島女子大学）
- ル 南4区470号線（広島女子大学～広島競輪場）
- レ 草津鈴が峰線（西広島バイパス～商工センター）
- ロ 原田五日市線
- ワ 鈴が峰田方線

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路の補完及び市町村相互の連携を図るため、次の道路を第2次緊急輸送道路に指定する。

- ア 安佐豊平芸北線（国道261号～豊平町）
- イ 五日市筒賀線（宮島街道～西広島バイパス）
- ウ 広島中島線（広島東IC～広島三次線）
- エ 広島湯来線（五日市IC～奥畠別れ）
- オ 東海田広島線（国道183号～広島中島線）
- カ 広島豊平線（国道183号～伴広島線）
- キ 広島海田線（的場交差点～国道54号）
- ク 広島港線（国道2号～成庚午線）
- ケ 伴広島線（広島豊平線～奥畠別れ）
- コ 成庚午線（国道2号宮島街道～中広宇品線）
- サ 横川江波線（国道183号～三菱重工江波工場）
- シ 中島吉島線（平和記念公園～中環境事業所）
- ス 比治山庚午線（広島三次線～西広島駅）
- 七 駅前観音線（国道183号～国道2号）
- ソ 草津沼田線（草津沼田有料道路入口～商工センター）
- タ 高陽可部線（広島三次線～国道54号）

修 正 後

臨海道路宇品線	南区出島一丁目	南区出島二丁目	広島県
阪港道路出島海田線	仁保JCT	広島市・坂町境	広島高速道路公社
(主) 矢野安浦線	安芸区矢野西二丁目	広島市・熊野町境	広島市
(主) 広島三次線	牛田新町三丁目	広島市・安芸高田市境	広島市
(主) 広島三次線	南区比治山木町	中区白島九軒町	広島市
(主) 五日市筒賀線	佐伯区城山一丁目	佐伯区湯来町葛原	広島市
(主) 五日市筒賀線	佐伯区湯来町多田	広島市・安芸太田町境	広島市
(主) 広島中島線	東区東蟹屋町	東区温品一丁目	広島市
(主) 広島中島線	東区馬木六丁目	東区福田一丁目	広島市
(主) 広島湯来線	西区田方一丁目	佐伯区五日市町石内	広島市
(主) 翠町仁保線	南区翠一丁目	南区仁保二丁目	広島市
(主) 広島海田線	南区西荒神町	南区大瀬五丁目	広島市
(主) 南観音観音線	観音新町四丁目	南観音三丁目	広島市
(主) 矢野海田線	安芸区矢野西二丁目	安芸区矢野新町一丁目	広島市
(主) 原田五日市線	佐伯区五日市町石内	佐伯区海老園一丁目	広島市
市道駅前吉島線	南区松原町	中区国泰寺町一丁目	広島市
市道豊野橋宇品線	中区大手町五丁目	南区宇品西六丁目	広島市
市道白島牛田線	中区白島九軒町	牛田木町四丁目	広島市
市道中広宇品線	西区中広町一丁目	南区宇品海岸三丁目	広島市
市道駅前観音線	西区中広町一丁目	西区南観音三丁目	広島市
市道常盤橋大芝線	東区牛田本町四丁目	東区牛田本町六丁目	広島市
市道天満矢賀線	南区荒神町	東区東蟹屋町	広島市
市道観音井口線	西区扇一丁目	西区観音新町四丁目	広島市
市道鈴が峰田方線	西区田方二丁目	西区鈴が峰町	広島市
市道草津鈴が峰線	西区井口二丁目	西区草津港二丁目	広島市
市道西4区210号線	西区庚午中四丁目	西区庚午南一丁目	広島市
市道広島西風新都線	安佐南区沼田町大塚	安佐南区伴西二丁目	広島市
市道安佐北3区533号線	安佐北区三入三丁目	安佐北区三入一丁目	広島市
市道中野鶴野線	安芸区中野東一丁目	安芸区中野東町	広島市
市道中野鶴野線	安芸区鶴野南町	安芸区上鶴野一丁目	広島市
市道安芸1区押出線	安芸区中野東二丁目	安芸区中野東二丁目	広島市
平原線	安芸区中野東六丁目	安芸区中野東町	広島市

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路の補完及び市町村相互の連携を図るため、次の道路を第2次緊急輸送道路に指定する。

路線名	起点	終点	管理者名
(主) 広島豊平線	安佐南区中須一丁目	安佐南区沼田町伴	広島市

修 正 前

チ 安佐南2区高陽沼田線（国道183号～国道54号）
ツ 緊急用河川敷道路（・園大橋～旭橋）
テ 常磐橋大芝線（国道54号～二又川）
ト 駒幸橋三條線（東海田広島線～微唐牛線）
ナ 比治山東雲線（広島三次線～中広宇品線）
ニ 広島海田線（荒神交差点～海田町）
ヌ 西31<82号（比治山庚牛線～国道2号）
(3) 第3次緊急輸送道路
第1次・第2次緊急輸送道路を補完するため、次の道路を第3次緊急輸送道路に指定する。
ア 広島中島線（広島駅～二葉通り）
イ 府中・岡線（安芸大橋～中山踏切）
ウ 中山尾長線（二葉通り～大内峠通り～中山踏切）

修 正 後

(E) 広島中島線	東区福田一丁目	安佐北区上深川町	広島市
(主) 広島中島線	安佐北区深川二丁目	安佐北区可部南三丁目	広島市
(主) 広島湯来線	安佐南区大原西一丁目	安佐南区沼田町住	広島市
(E) 五日市筒筒線	佐伯区筒の浜二丁目	佐伯区千両二丁目	広島市
(主) 東海田広島線	中区東白島町	西区横川町三丁目	広島市
(主) 東海田広島線	東区二葉の里二丁目	広島市・府中町境	広島市
(一) 広島海田線	中区紙屋町一丁目	南区的場町一丁目	広島市
(一) 広島海田線	広島市・府中町境	広島市・海田町境	広島市
(一) 広島港線	中区千田町一丁目	南区皆実町六丁目	広島市
(一) 併広島線	安佐南区沼田町住	安佐南区沼田町住	広島市
(一) 併広島線	中区桜町	中区堺町二丁目	広島市
市道御幸橋三條線	中区東千田町二丁目	中区東白島町	広島市
市道横川江波線	中区堀町二丁目	中区江波神町	広島市
市道中島吉島線	中区中島町	中区南吉島二丁目	広島市
市道東4区19号線	東区牛田本町一丁目	東区牛田本町三丁目	広島市
市道東4区266号線	東区牛田南一丁目	東区牛田本町一丁目	広島市
市道東5区36号線	東区二葉の里二丁目	東区二葉の里二丁目	広島市
市道萬庚牛線	南区琴二丁目	西区庚牛中四丁目	広島市
市道比治山庚牛線	南区比治山木町	西区己斐木町一丁目	広島市
市道比治山東雲線	南区比治山木町	南区段原三丁目	広島市
市道段原琴屋線	南区段原三丁目	南区西蟹屋四丁目	広島市
市道草津沼田線	西区商工センター二丁目	西区田方三丁目	広島市
市道御前観音線	西区横川町三丁目	西区中広町二丁目	広島市
市道西3区82号線	西区庚牛北二丁目	西区庚牛中三丁目	広島市
緊急用河川敷道路	太田川河川敷（旭橋）	太田川河川敷（祇園大橋）	広島市
市道高陽沼田線	安佐南区中旅一丁目	安佐南区中羽一丁目	広島市
市道高陽可部線	安佐北区落合五丁目	安佐北区深川二丁目	広島市

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路を補完するため、次の道路を第3次緊急輸送道路に指定する。

路線名	起点	終点	管理者名
(主) 広島中島線	南区猿猴塚町	東区愛宕町	広島市
(一) 府中岡線	中山西二丁目	東区戸坂千足二丁目	広島市
(一) 中山尾長線	中山西二丁目	愛宕町	広島市

修 正 前

震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備	頁 45
---	---------

第9 交通信号機の改修 《県警察本部》

地震災害による停電等により商用電源が停止した場合において、市域の交通混乱を防止するため、主要な交差点に交通信号機用自動起動式発動発電機を設置する

修 正 後

修 正 理 由

- 市域の交通混乱を防止するため、県警察本部において、交通信号機の停電応急対策用の可搬式発動発電機を整備することを追加する。

第9 交通信号機の停電対策 《県警察本部》

地震災害による停電等により商用電源が停止した場合において、市域の交通混乱を防止するため、主要な交差点に交通信号機用自動起動式発動発電機を整備するとともに、交通信号機の停電応急対策用の可搬式発動発電機を整備する。

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第18節 備蓄対策	頁 201
第2 交通規制・交通確保対策	
1 陸上交通《県公安委員会、道路交通局道路課》 (1)～(4) (略)	
(5) (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 市域の交通混乱を防止するため、県警察本部において、停電時には、必要な交差点への可搬式発動発電機を搬送し、交通信号機の復旧することを追加する。	
第2 交通規制・交通確保対策	
1 陸上交通《県公安委員会、道路交通局道路課》 (1)～(4) (略) <u>(5) 停電時における交通の確保</u> 県公安委員会は、停電時において交通信号機が停止した場合、警察官を配備して交通整理を実施するとともに、必要な交差点に可搬式発動発電機を搬送し、交通信号機を作動させる。	
(6) (略)	

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 143~146
---	--------------

(略)

修 正 後

修 正 理 由

- 災害時に医療機関等との連携を図るため、健康福祉局内に応急体制として「医療救護対策部」を設置し、医療機関の被災状況に関する情報の収集・伝達、医療救護班及び医療支援班の編成・運用、災害派遣医療チームの活動支援などを行うことについての規定を追加する。

(略)

第1 医療救護対策部の設置《健康福祉局保健医療課》

1 設置時期

次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に医療救護対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、医療救護対策部の設置が必要があると健康福祉局長が特に認めたとき。

2 組織編成及び所掌事務

医療救護対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

区分	所 属 等	担 当 業 務
医療救護対策部長	健康福祉局長	・総括
同副部長	保健部長	・医療救護対策部長の補佐
同構成員	保健医療課 地域コーディネーター*	・医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供 ・医療救護班等の編成及び活動 ・D.M.A.Tの活動支援 ・医療機関等への応援要請

※ 地域コーディネーター

県の要請に基づき県医師会があらかじめ任命する、地域の緊急医療に精通した医師
市町村災害対策本部に参画し、災害時の医療救護活動が円滑に行えるようサポートする。

第2 医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供《健康福祉局保健医療課》

1 健康福祉局長は、医療機関の被災状況について、県や市町村医師会から情報収集を行い、次の情報を関係機関に提供する。

- (1) 診療の可否
- (2) 後方支援の可否（災害拠点病院、救急告示医療機関等）
- (3) 撤退を要する患者の有無
- (4) 医薬品等の備蓄状況
- (5) ライフライン等の状況

2 健康福祉局長は、撤退を要する患者を確認した場合、速やかに消防局長に連絡する。

修 正 前

第1 医療救護班の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班_____を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。

1 医療救護班の編成機関及び編成班数

編成機関	編成班数	事務担当課	摘要
広島市民病院	3	病院事業局経営管理課	広島市民病院については、3班編成のうち1班は助産救護班とする。
舟入病院	2	"	
安佐市民病院	2	"	
総合リハビリテーションセンター	1	"	
中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	
東区	1	"	
南区	1	"	
西区	1	"	
安佐南区	1	"	
安佐北区	1	"	
安芸区	1	"	
佐伯区	1	"	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。

② 健康福祉局保健医療課は、各医療救護班の取りまとめを行う。

2 医療救護班の編成基準

1班当たり医師1名、看護師又は助産師2名、事務職員1名、必要に応じて薬剤師1名を原則とする。

3 医療救護班の活動範囲

区分	医 療	助 産
活動範囲 (任務)	ア 診察・トリアージの実施(傷病者の治療及び搬送優先順位の選別)	ア 分べんの介助
	イ 薬剤又は治療材料の支給	イ 分べん前後の処置
	ウ 処置、手術その他の治療及び施術、救援隊員への指導	ウ 衛生材料の支給
	エ 病院又は診療所への収容(傷病者搬送中における車内管理の指導)	エ 病院、診療所又は助産所への収容(搬送中における車内管理の指導)
	オ 看護の実施	オ 看護の実施

修 正 後

第3 医療救護班等の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区分	編成機関	編成班数	事務担当課	摘要
医療救護班	広島市民病院 舟入病院 安佐市民病院 総合リハビリテーションセンター	3 2 2 1	病院事業局 経営管理課	広島市民病院については、3班編成のうち1班は助産救護班とする。
医療支援班	中区健康長寿課・保健福祉課 東区 南区 西区 安佐南区 安佐北区 安芸区 佐伯区 精神保健福祉センター	1 1 1 1 1 1 1 1 1	健康長寿課	

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。

② 健康福祉局保健医療課は、各班の取りまとめを行う。

2 医療救護班等の編成基準

区分	構成単位	例
医療救護班	1班当たり医師1名、看護師又は助産師1~2名、事務職員1名	(状況に応じて薬剤師1名を加える。)
医療支援班	1班当たり医師1名、保健師1~2名、事務職員1名	

3 医療救護班等の活動範囲

区分	活動範囲	摘要
医療救護班	ア 処置、手術、その他の治療 イ 診察・トリアージの実施(治療及び搬送優先順位の選別) ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院、診療所又は助産所への収容(消防局救急隊等への引継) オ 看護の実施	助産救護班は、分べんの介助及び分べん前後の処置等を行う。
医療支援班	ア 応急処置 イ 診察・トリアージの実施(治療及び搬送優先順位の選別) ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容(消防局救急隊等への引継) オ 看護の実施	

修 正 前

4 医療救護班の装備する医薬品・衛生材料等

- (1) 医療救護を円滑に実施するため、医療救護班の各編成機関は医薬品・衛生材料等の備蓄を行う。
- (2) 医療救護班が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄・保有するものを使用する。
- (3) 医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係業者等から速やかに調達する。

5 医療救護資機材の調達・輸送

区 分	調 達	輸 送
医療救護班の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班の編成機関 広島市民病院、舟入病院、安佐市民病院、総合リハビリテーションセンター、各保健センター、精神保健福祉センター	次のいずれかによる。 ①医療救護班の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船舶・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6 救護活動

- (1) 健康福祉局長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、医療・助産の救護を要すると認めるとときは、医療救護班に出動を命じる。
- (2) 大規模災害発生時には、医療救護班の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

7 (略)

修 正 後

4 医療救護班等の装備する医薬品・衛生材料等

- (1) 医療救護を円滑に実施するため、医療救護班等の各編成機関は医薬品・衛生材料等の備蓄を行う。
- (2) 医療救護班等が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄・保有するものを使用する。
- (3) 健康福祉局長は、医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係機関と連絡をとり、次の優先順位により速やかに調達する。

優先順位	供 給 元	備 考
1	市立医療機関が備蓄するもの	供給元の診療に支障の出ない範囲に限る。
2	県が備蓄するもの	現物備蓄及び流通備蓄
3	関係機関から応援を受けるもの	「第25節 応援要請及び協力要請」参照

5 医療救護資機材の調達・輸送

区 分	調 達	輸 送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 広島市民病院、舟入病院、安佐市民病院、総合リハビリテーションセンター、各保健センター、精神保健福祉センター	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船舶・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6 救護活動

- (1) 健康福祉局長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、医療・助産の救護を要すると認めるとときは、医療救護班及び医療支援班に出動を命じる。
出動を命じられた医療救護班については健康福祉局長の指示に、医療支援班については災害が発生した区の災害対策本部長の指示に従う。
- (2) 大規模災害発生時には、医療救護班等の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護班等を編成し、医療救護活動を行う。

7 (略)

修 正 前

8 救護の方法

(1) 第1次救護

第1次救護は、医療救護班による。さらに手当の必要なものは、第2次救護機関へ移送する。

(2) 第2次救護

第2次救護は、公的医療機関や民間医療機関の協力を得て行う。

(3) 患者の移送

第2次救護機関への患者の移送は、消防局救急隊等により行う。

重症患者等で航空機を使用した方が有効と判断される場合は消防局航空隊等により行う。また、車両による移送が困難であり、海上移送が有効と判断される場合は、消防局の船艇・海上保安部の巡視船艇等により行う。

なお、救護所から医療機関へ搬送する場合で、本市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(4) (略)

修 正 後

8 救護の方法

(1) 医療救護班等による救護

ア 医療救護班等は、初期救急医療等を行う。さらに治療等の必要な傷病者は、災害拠点病院等へ搬送する。

イ 医療救護班等の活動場所は、災害発生直後においては、災害現場に設置された救護所や患者の集中する医療機関等を中心とし、その後は、避難所等に設置された救護所を中心とする。

(2) 災害拠点病院等への搬送体制

健康福祉局長は、災害発生後速やかに、傷病者の搬送先となる災害拠点病院等の情報を収集し、消防局長や区災害対策本部長と協力して、搬送体制を整備する。

(3) 災害拠点病院等への搬送

ア 災害拠点病院等への傷病者の搬送は、消防局救急隊等により行う。

イ 消防局救急隊等による車両搬送が困難であり、航空搬送が有効と判断される場合は、消防局航空隊等により行う。また、海上搬送が有効と判断される場合は、消防局の船艇等により行う。

ウ 健康福祉局長は、消防局救急隊等ではその活動が十分に行えない場合、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(4) (略)

第4 災害拠点病院《病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

1 災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実に努めるものとする。

2 平常時において、防災関係機関や他の災害拠点病院との連携関係を構築するものとする。

3 発災時に速やかに広島県救急医療情報ネットワークの利活用ができるよう、平常時から操作訓練等を実施するとともに、発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、当該施設の被災・稼働状況など、必要な情報の提供及び情報の活用を行うものとする。

4 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点病院に応援を要請するものとする。

5 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受け入れに対応するものとする。

修 正 前

第2 医療機関等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課・保健医療課、消防局防災課・警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、
次により応援要請する。

要 請 機 関 (略)	要 請 内 容	摘 要	連 絡 担 当 課
安佐歯科医師会 安佐北区可部2-7-21 815-3241	原則として、市立病院 では対応できない場合 における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
安佐薬剤師会 安佐南区古山2-18-12 (相田山薬局内) 879-3350	原則として、市立病院 では対応できない場合 における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
災害医療派遣チーム (DMAT) (略)	医療・救護全般	県を通じて要請	健康福祉局 保健医療課

第3 災害拠点病院《病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

- 災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する植物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実に努めるものとする。
- 平常時において、防災関係機関や他の災害拠点病院との連携関係を構築するものとする。
- 発災時に速やかに広島県救急医療情報ネットワークの利活用ができるよう、平常時から操作訓練等を実施するとともに、発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、自院の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び情報の活用を行うものとする。
- 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点・協力病院に基盤を要請するものとする。
- 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受入れに対応するものとする。
- 自院がDMATの拠点本部となる場合には、統括DMATを受け入れ、医療救護活動の調整を行ふとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。

修 正 後

第5 DMATの派遣要請及び活動支援《健康福祉局保健医療課、病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

- 健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。
- 災害拠点病院(広島市民病院・安佐市民病院)は、県の指定するDMATの拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。
- 健康福祉局長は、県からの要請に基づき、DMATの活動支援を行う。
DMATの拠点本部となるべき前線の災害拠点病院が、その機能を十分に果たせない場合、本節第1により設置する医療救護対策部において、統括DMATの受入れなどを行う。

第6 医療機関等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課・保健医療課、消防局防災課・警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5によりDMATの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要 請 機 関 (略)	要 請 内 容	摘 要	連 絡 担 当 課
安佐歯科医師会 安佐南区西原9-19-24 874-4188	原則として、市立病院 では対応できない場合 における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
安佐薬剤師会 安佐南区相川1-10-15 (相川薬局内) 878-2525	原則として、市立病院 では対応できない場合 における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
災害医療派遣チーム (DMAT) (略)	医療・救護全般	「第5 DMATの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 保健医療課

(第4及び第5に移動)

修 正 前

震災対策編

第3章 震災応急対策

第12節 医療・救護対策

頁

177～180

修 正 後

修 正 理 由

- 災害時に医療機関等との連携を図るため、健康福祉局内に応急体制として「医療救護対策部」を設置し、医療機関の被災状況に関する情報の収集・伝達、医療救護班及び医療支援班の編成・運用、災害派遣医療チームの活動支援などを行うことについての規定を追加する。

(略)

(略)

第1 医療救護対策部の設置《健康福祉局保健医療課》

1 設置時期

次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に医療救護対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、医療救護対策部の設置が必要があると健康福祉局が特に認めたとき。

2 組織編成及び所管事務

医療救護対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

区分	所属等	担当業務
医療救護対策部長	健康福祉局長	・総括
同副部長	保健部長	・医療救護対策部長の補佐
同構成員	保健医療課 地域コーディネーター※	・医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供 ・医療救護班等の編成及び活動 ・D M A T の活動支援 ・医療機関等への応援要請

※ 地域コーディネーター

県の要請に基づき県医師会があらかじめ任命する、地域の緊急医療に精通した医師
市町村災害対策本部に参画し、災害時の医療救援活動が円滑に行えるようサポートする。

第2 医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供《健康福祉局保健医療課》

1 健康福祉局長は、医療機関の被災状況について、県や市町村医師会から情報収集を行い、次の情報を関係機関に提供する。

- (1) 診療の可否
- (2) 後方支援の可否（災害拠点病院、救急告示医療機関等）
- (3) 搬送を要する患者の有無
- (4) 医薬品等の備蓄状況
- (5) ライフライン等の状況

2 健康福祉局長は、搬送を要する患者を確認した場合、速やかに消防局長に連絡する。

修 正 前

第1 医療救護班の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班_____を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。

1 医療救護班の編成機関及び編成班数

編成機関	編成班数	事務担当課	摘要
広島市民病院	3	病院事業局経営管理課	広島市民病院については、3班編成のうち1班は助産救護班とする。
舟入病院	2	"	
安佐市民病院	2	"	
総合リハビリテーションセンター	1	"	
中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	
東区	"	1	"
南区	"	1	"
西区	"	1	"
安佐南区	"	1	"
安佐北区	"	1	"
安芸区	"	1	"
佐伯区	"	1	"
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。

② 健康福祉局保健医療課は、各医療救護班の取りまとめを行う。

2 医療救護班の編成基準

1班当たり医師1名、看護師又は助産師2名、事務職員1名、必要に応じて薬剤師1名を原則とする。

3 医療救護班の活動範囲

区分	医 療	助 産
活動範囲(任務)	ア 治療・トリアージの実施（傷病者の治療及び搬送優先順位の選別） イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術、救急隊員への指導 エ 病院又は診療所への収容（搬送中ににおける車内管理の指導） オ 看護の実施	ア 分べんの介助 イ 分べん前後の処置 ウ 衛生材料の支給 エ 病院、診療所又は助産所への収容（搬送中ににおける車内管理の指導） オ 看護の実施

修 正 後

第3 医療救護班等の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区分	編成機関	編成班数	事務担当課	摘要
医療救護班	広島市民病院 舟入病院 安佐市民病院 総合リハビリテーションセンター	3 2 2 1	病院事業局 経営管理課	広島市民病院については、3班編成のうち1班は助産救護班とする。
医療支援班	中区健康長寿課・保健福祉課 東区 南区 西区 安佐南区 安佐北区 安芸区 佐伯区 精神保健福祉センター	1 1 1 1 1 1 1 1 1	健康長寿課	

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。

② 健康福祉局保健医療課は、各班の取りまとめを行う。

2 医療救護班等の編成基準

区分	構成単位例
医療救護班	1班当たり医師1名、看護師又は助産師1～2名、事務職員1名 (状況に応じて薬剤師1名を加える。)
医療支援班	1班当たり医師1名、保健師1～2名、事務職員1名

3 医療救護班等の活動範囲

区分	活動範囲	摘要
医療救護班	ア 処置、手術、その他の治療 イ 診察・トリアージの実施（治療及び搬送優先順位の選別） ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容（消防局救急隊等への引継） オ 看護の実施	助産救護班は、分べんの介助及び分べん前後の処置等を行う。
医療支援班	ア 応急処置 イ 診察・トリアージの実施（治療及び搬送優先順位の選別） ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容（消防局救急隊等への引継） オ 看護の実施	

修 正 前

4 医療救護班の装備する医薬品・衛生材料等

- (1) 医療救護を円滑に実施するため、医療救護班の各編成機関は医薬品・衛生材料等の備蓄を行う。
- (2) 医療救護班が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄・保有するものを使用する。
- (3) _____医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係業者等から速やかに調達する。

5 医療救護資機材の調達・輸送

区 分	調 達	輸 送
医療救護班の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班の編成機関 広島市民病院、舟入病院、安佐市民病院、総合リハビリテーションセンター、各保健センター、精神保健福祉センター	次のいずれかによる。 ①医療救護班の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6 救護活動

- (1) 健康福祉局長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、医療・助産の救護を要すると認めるとときは、医療救護班_____に出動を命じる。
- (2) 大規模災害発生時には、医療救護班の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

7 (略)

修 正 後

4 医療救護班等の装備する医薬品・衛生材料等

- (1) 医療救護を円滑に実施するため、医療救護班等の各編成機関は医薬品・衛生材料等の備蓄を行う。
- (2) 医療救護班等が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄・保有するものを使用する。
- (3) 健康福祉局長は、医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係機関と連絡をとり、次の優先順位により速やかに調達する。

優先順位	供 給 元	備 考
1	市立医療機関が備蓄するもの	供給元の診療に支障の出ない範囲に限る。
2	県が備蓄するもの	現物備蓄及び流通備蓄
3	関係機関から応援を受けるもの	「第25節 応援要請及び協力要請」参照

5 医療救護資機材の調達・輸送

区 分	調 達	輸 送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 広島市民病院、舟入病院、安佐市民病院、総合リハビリテーションセンター、各保健センター、精神保健福祉センター	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6 救護活動

- (1) 健康福祉局長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、医療・助産の救護を要すると認めるとときは、医療救護班及び医療支援班に出動を命じる。
出動を命じられた医療救護班については健康福祉局長の指示に、医療支援班については災害が発生した区の災害対策本部長の指示に従う。
- (2) 大規模災害発生時には、医療救護班等の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護班等を編成し、医療救護活動を行う。

7 (略)

修 正 前

8 救護の方法

(1) 第1次救護

第1次救護は、医療救護班による。さらに手当の必要なものは、第2次救護機関へ搬送する。

(2) 第2次救護

第2次救護は、公的医療機関や民間医療機関の協力を得て行う。

(3) 患者 の移送

第2次救護機関への患者 の移送は、消防局救急隊等により行う。

重症患者等で 航空機を使用した方が有効と判断される場合は消防局航空隊等により行う。また、車両による移送が困難であり、海上移送が有効と判断される場合は、消防局の船艇・海上保安部の巡視船艇等により行う。

なお、救護所から医療機関へ搬送する場合で、本市が対応できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(4) (略)

修 正 後

8 救護の方法

(1) 医療救護班等による救護

ア 医療救護班等は、初期救急医療等を行う。さらに治療等の必要な傷病者は、災害拠点病院等へ搬送する。

イ 医療救護班等の活動場所は、災害発生直後においては、災害現場に設置された救護所や患者の集中する医療機関等を中心とし、その後は、避難所等に設置された救護所を中心とする。

(2) 災害拠点病院等への搬送体制

健康福祉局長は、災害発生後速やかに、傷病者の搬送先となる災害拠点病院等の情報を収集し、消防局長や区灾害対策本部長と協力して、搬送体制を整備する。

(3) 災害拠点病院等への搬送

ア 災害拠点病院等への傷病者の搬送は、消防局救急隊等により行う。

イ 消防局救急隊等による車両搬送が困難であり、航空搬送 が有効と判断される場合は、消防局航空隊等により行う。また、 海上搬送 が有効と判断される場合は、消防局の船艇 等により行う。

ウ 健康福祉局長は、消防局救急隊等ではその活動が十分に行えない場合、 県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(4) (略)

第4 災害拠点病院《病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

1 災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実に努めるものとする。

2 平常時において、防災医療機関や他の災害拠点病院との連携関係を構築するものとする。

3 発災時に速やかに広島県救急医療情報ネットワークの利活用ができるよう、平常時から操作訓練等を実施するとともに、発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、当該施設の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び情報の活用を行うものとする。

4 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点病院に応援を要請するものとする。

5 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受け入れに対応するものとする。

修 正 前

第2 医療機関等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課・保健医療課、消防局防災課・警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、
次により応援要請する。

要 請 機 関	要 請 内 容	摘 要	連 絡 担 当 課
<u>(略)</u>			
安佐歯科医師会 安佐北区可浦 2-7-21 815-3211	原則として、市立病院 では対応できない場合 における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
<u>(略)</u>			
安佐薬剤師会 安佐南区古市 2-18-12 (加茂山重葉局内) 879-3360	原則として、市立病院 では対応できない場合 における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
<u>(略)</u>			
災害医療派遣チーム (DMAT)	医療・救護全般	県を通じて要請	健康福祉局 保健医療課
<u>(略)</u>			

第3 災害拠点病院《病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

- 災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実に努めるものとする。
- 平常時において、防災関係機関や他の災害拠点病院との連携関係を構築するものとする。
- 発災時に速やかに広島県救急医療情報ネットワークの利活用ができるよう、平常時から操作訓練等を実施するとともに、発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、自院の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び情報の活用を行うものとする。
- 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点・協力病院に応援を要請するものとする。
- 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受入に対応するものとする。
- 自院がDMATの拠点本部となる場合には、統括DMATを受け入れ、医療救護活動の調整を行ふとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。

修 正 後

第5 DMATの派遣要請及び活動支援《健康福祉局保健医療課、病院事業局広島市民病院・安佐市民病院》

- 健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。
- 災害拠点病院(広島市民病院・安佐市民病院)は、県の指定するDMATの拠点本部となる場合には、統括DMATを受け入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。
- 健康福祉局長は、県からの要請に基づき、DMATの活動支援を行う。
DMATの拠点本部となるべき前線の災害拠点病院が、その機能を十分に果たせない場合、本節第1により設置する医療救護対策部において、統括DMATの受け入れなどを行う。

第6 医療機関等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課・保健医療課、消防局防災課・警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5によりDMATの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要 請 機 関	要 請 内 容	摘 要	連 絡 担 当 課
<u>(略)</u>			
安佐歯科医師会 安佐南区西原 9-19-24 874-4188	原則として、市立病院 では対応できない場合 における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
<u>(略)</u>			
安佐薬剤師会 安佐南区相川 1-10-15 (相川薬局内) 878-2525	原則として、市立病院 では対応できない場合 における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与		健康福祉局 保健医療課
<u>(略)</u>			
災害医療派遣チーム (DMAT)	医療・救護全般	「第5 DMATの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 保健医療課
<u>(略)</u>			

(第4及び第5に移動)

修 正 前	
震災対策編 第2章 地盤災害による被災の防止	頁 40
地震による地盤の液状化や崖崩れ等は、被害の拡大や二次災害を発生させるおそれがあることから、これらを防止するための対策を講じる。	

第1 液状化対策《防災関係部局》
(略)

1 各局等で実施し、保有している地盤地質情報（ボーリング柱状図、土質データ）等を収集し、
その集中管理を行う。

2～6 (略)

第2 (略)

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 市内部に、地盤地質情報の集中管理システムが構築されたため、地盤災害防止対策などに有効活用を図ることを追加する。	

地震による地盤の液状化や崖崩れ等は、被害の拡大や二次災害を発生させるおそれがあることから、これらを防止するための対策を講じる。

また、そのために地盤地質情報（ボーリング柱状図、土質データ）等を集約し、市内向け GIS によりこれを一元的に管理することによって、液状化対策、崖崩れ等による建築物等の被災防止対策などに有効活用する。

第1 液状化対策《防災関係部局》
(略)

1～5 (略)

第2 (略)